



令和7年4月10日  
九州地方整備局  
熊本河川国道事務所

## 国道57号における事前通行規制の見直しについて

熊本河川国道事務所が管理する一般国道57号において事前通行規制区間として設定している【立野地区】、【阿蘇口地区】及び【滝室坂地区】について、令和7年4月10日(木)より、異常気象時における事前通行規制区間の設定を解除及び基準雨量の緩和を行います。

### 1. 規制区間の設定解除(【立野地区】及び【阿蘇口地区】)

国道57号において、立野地区では令和2年10月23日から現在まで、阿蘇口地区では平成28年7月12日から現在まで、連続雨量が規制基準に達した場合に通行止めを実施していましたが、令和2年10月に対策工事が完了し、また、規制基準を超過した雨量でも災害が発生しなかったことから、学識経験者の了解も踏まえ、規制を解除しても交通の安全に支障がないと判断したものです。

#### ◆対象区間

①国道57号 あそぐんみなみあそむらおおあざたての阿蘇郡南阿蘇村大字立野 あそぐんみなみあそむらおおあざたてのさかのうえ～阿蘇郡南阿蘇村大字立野坂ノ上(延長0.3km)

②国道57号 あそぐんみなみあそむらおおあざたての阿蘇郡南阿蘇村大字立野 きくちぐんおおづまちおおあざせた～菊池郡大津町大字瀬田(延長1.4km)

※詳細箇所は別紙位置図①をご覧ください。

#### ◆規制基準(雨量)

①、②ともに「連続雨量200mm」から「規制基準なし」に変更

#### ◆備考

「雨量による事前通行規制」は解除となりますが、「積雪」や「災害」等により通行止めとなる場合があります。

## 2. 基準雨量の緩和(【滝室坂地区】)

国道57号滝室坂地区では平成24年7月の豪雨災害後、通行の安全を確保するため、事前通行規制を行う基準雨量を定めています。平成28年に対策工事が完了した後、令和2年10月3日に基準雨量の見直しを行い、連続雨量を170mmとしてから現在まで、連続雨量が規制基準に達した場合に通行止めを実施していましたが、規制基準を超過した雨量でも災害が発生しなかったことから、学識経験者の了解も踏まえ、事前通行規制の基準雨量を緩和しても交通の安全に支障がないと判断したものです。

### ◆対象区間

国道57号 あそしいちのみやまちさかなし たきむろ 阿蘇市一の宮町坂梨字滝室 ~ あそしいちのみやまちさかなし こたに 阿蘇市一の宮町坂梨字小谷(延長2.4km)  
※詳細箇所は別紙位置図②をご覧ください。

### ◆規制基準(雨量)

「連続雨量170mm」から「連続雨量200mm」に緩和

### ◆備考

滝室坂における連続雨量の状況は、熊本河川国道事務所HP内の「防災情報」→「国道57号滝室坂の事前通行規制」([https://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/bousai/takimuro\\_kisei01.html](https://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/bousai/takimuro_kisei01.html))で確認できます。

#### <問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所



技術副所長

てらおか たけひこ  
寺岡 岳彦

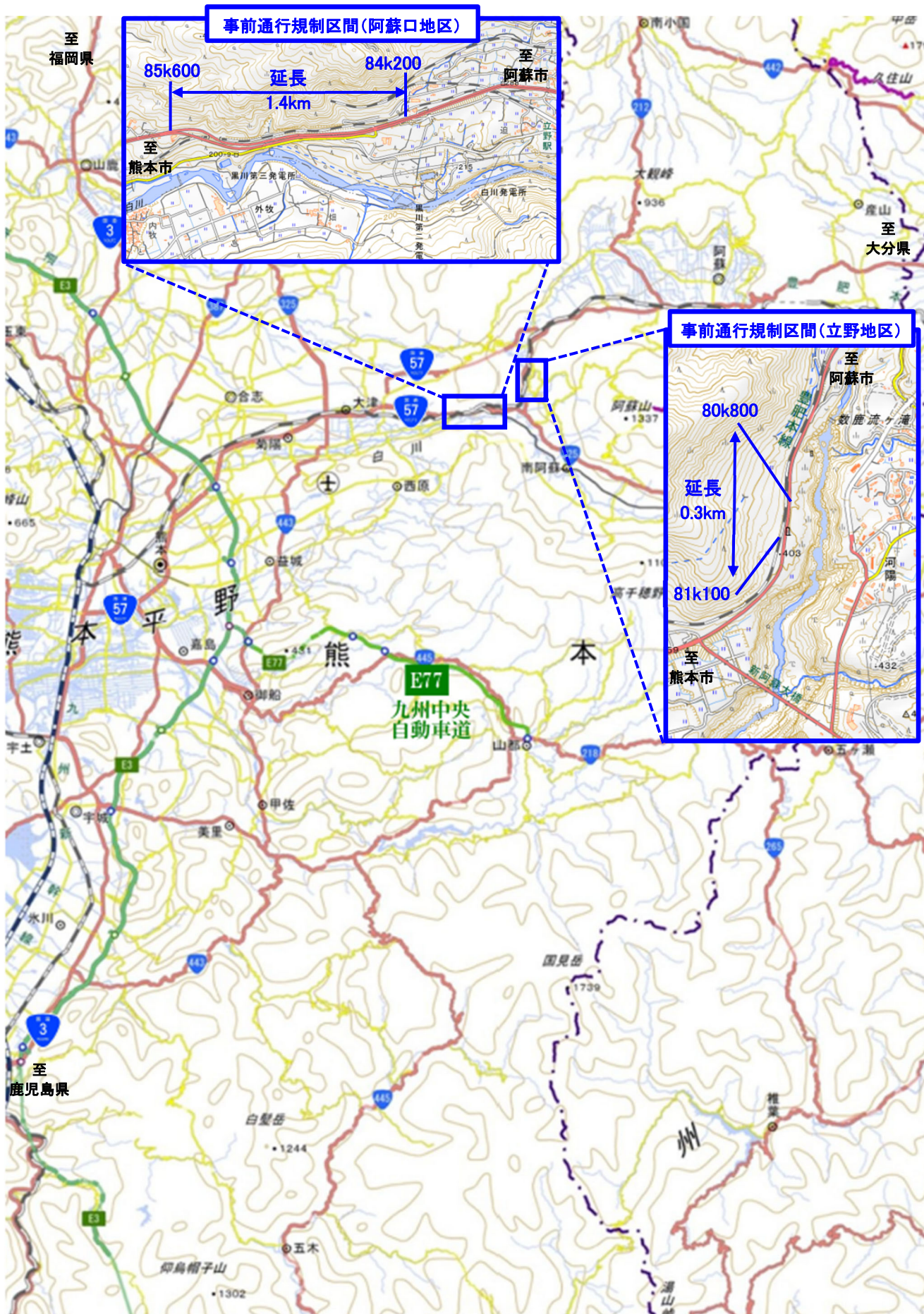
道路管理第一課長

はたなか たかひろ  
畠中 貴浩

〒861-8029 熊本県熊本市東区西原1丁目12番1号 電話：096-382-1111 (代表)

位置図①

【事前通行規制区間の設定解除】



位置図②

【事前通行規制基準雨量の緩和】

